

子育てに悩んだら



一般社団法人 加古川医師会編



乳幼児健診について

- ・乳幼児健診は、子育てをサポートするという大事な目的があります。子育てには多かれ少なかれ心配事が出てきます。体調面の不安であったり、他のお子さんとの違いが気になったりすることもあるかもしれません。しつけの問題や家庭環境など、様々な悩み事があることでしょう。乳幼児健診は、そんな保護者の方達の相談を受ける場です。些細な事に思えることでも、大事な問題がかくれている事もあります。遠慮なくご相談ください。
- ・それでもう一つの目的は、子どもの順調な発育を確認することです。見た目には元気でも病気が隠れている場合があります。例えば、先天性股関節脱臼という病気は、ほうっておけば、歩くことが不自由になりますが、早期に適切な治療をすれば、ほぼ完全に治すことができます。その他にも内臓の病気や腫瘍がかくれていて、早急に対処しなければならない場合もあります。また、発達面の問題に対しても、早い段階での対応が大事です。
- ・乳幼児健診は、子どもの成長の節目である、4か月・1歳6か月・3歳に行っています。それぞれ集団健診で、日時や場所は違いますので、ご確認ください。加古川市・播磨町・稻美町では、10か月児健診を行っています。加古川市と播磨町では医療機関での個別健診になりますが、稻美町では集団健診になります。
- ・乳幼児健診は、診断や治療を行なう所ではありません。ですから、場合によっては他の医療機関や相談機関を紹介することがあります。ご了承ください。

| | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 4か月児健診 | 医師による診察 身体計測 育児相談：育児や栄養についての相談が受けられます。 |
| 10か月児健診 | 医師による診察 身体計測 育児相談：育児や栄養についての相談が受けられます。 |
| 1歳6か月児健診 (1歳11か月まで) | 医師による診察、歯科医による診察 身体計測 育児相談：育児・栄養・歯の健康などについての相談が受けられます。 |
| 3歳児健診 (3歳11か月まで) | 医師による診察、歯科医による診察 尿検査、視覚健診、聴覚健診 身体計測 育児相談：育児・栄養・歯の健康などについての相談が受けられます。 |

上の表は行政で、無料で受けられる健診の一覧です。お子さんと保護者の方たちのためにも、乳幼児健診は、必ず受けるよう、お願いします。これ以外にも、1歳までは毎月、それ以降は誕生日毎に、健やかな身体・心の成長をかかりつけ医で（有料）、定期健診として、相談する機会を持ちましょう。

詳しいことは、下記にお問い合わせください。

| | | |
|--------|------------|----------------|
| 加古川市役所 | 育児保健課 | (079) 427-9216 |
| 稻美町役場 | こども課 | (079) 492-9155 |
| 播磨町役場 | すこやか環境グループ | (079) 435-2611 |



虐待について

近年、児童に対する虐待がマスコミでも報道されています。保護者の方々の中にも、しつけと虐待の境界に悩んでいる方も多いと思います。また、身体的な虐待でなければ、虐待ではないと思っている方も多いでしょう。

虐待は次のように分類されています。

○身体的虐待

暴力による虐待です。直接的な暴力だけでなく、家の外に閉め出すことでも身体的虐待に入ります。命に関わることもあります。

○性的虐待

性的な行為を強要する虐待です。性器や性交を実際に見せたり、写真を見せることが性的虐待にあたります。

○心理的虐待

子どもを拒否したり、傷つける言葉を浴びせたりすることを言います。兄弟間での極端な差別や、子どもの目の前での配偶者に対する暴力（DV）も心理的虐待に含まれます。

○ネグレクト

適切な食事を与えない、不潔なままにしている、病気になつても医者に診せない等、^み子どもを育てることを放棄していることを言います。乳幼児だけで留守番させたり、車の中に放置したり、家に閉じ込めることもネグレクトにあたります。また、保護者以外の同居人が身体的・性的・心理的に虐待を行って、保護者がそれを見て見ぬ振りをしても、同様にネグレクトと認められます。

たとえ子どものためを思ってのしつけであっても、子どもの人権を侵害し、心身に大きな傷を残すような行為であれば、それは虐待にあたります。子どもの意思を無視した親の願いも、ある意味虐待なのかもしれません。

虐待が子どもに及ぼす影響

虐待を放置して、死に至ることや身体に重度の障害を残すこともあります。また、身体の成長が止まったり、精神の遅れを来たすこともあります。十分な愛情を感じられずに育った子どもは、落ち着きが無い、あるいは周囲に対して無反応だったり、極度におびえたり、逆に攻撃的であったりと、不適切な行動をとることがあります。

社会性をはぐくむ時に、最も基本となる親子関係を作れなかった子どもは、自分自身への信頼感に欠け、社会にとって自分は不必要的存在と感じることがあるようです。この心の傷は、虐待が無くなつたからといって、すぐに回復するわけではなく、成人してからも影響を及ぼします。社会からの疎外感から、反社会的行動を起こすこともあります。また、虐待を受けた子どもが親になったときに、我が子に虐待を繰り返す傾向もあるともいわれています。

相談によって解決した事例

Aさんは母子家庭で、小学生のB君の母親です。離婚がきっかけとなり、Aさんはうつ状態で近くの心療内科に通っていました。B君は元気に学校に通っていたのですが、次第に欠席が目立つようになりました。

Aさん自身、幼い頃に両親が離婚し、幼児期には殴られたこともあったそうです。

近所の人が最近AさんとB君の姿を見かけないことを心配して、民生委員に知らせました。そこで、民生委員が担当課に連絡を入れ、担当課から学校へ問い合わせると、B君は一昨日から欠席しており、電話をしても家庭訪問をしても、応答がないとのことでした。

そこで、各関係機関（担当課、学校、民生委員）の会議を開き、今後の方針を決めました。まず、保健師が訪問をして家の中に入れてもらい、Aさんの様子を聞いてみると、心療内科にはしばらく通院していないとのことで、カウンセリングを受けてもらうことにしました。また、掃除や食事の用意等の家事が出来ないため、福祉制度を利用するための手続きを行い、ヘルパーが家に来ることになりました。それ以降、Aさんは徐々に落ち着き、B君も学校に行くようになりました。

ところが数か月後、学校から担当課にB君が登校していない、との連絡が入りました。Aさんは、保健師の訪問を拒否し、ヘルパー以外は家に入れない状況が継続しました。そこで心療内科と連絡を取り、Aさんの治療について相談し、こども家庭センターと緊急の場合の対応について協議しました。しかし、ヘルパーからAさんが「死にたい。この子と一緒に死にたい。ヘルパーさんにも来て欲しくない。」と言っていたとの連絡が入り、急遽家庭訪問をしましたが、家には入れてもらえませんでした。そこで近くの交番に状況を説明して、夜間の見守りをお願いしました。

翌日、ヘルパーからAさんがうつ病の治療をしたい意志があるとの連絡が入りました。すぐに関係機関と会議を開き、その後Aさんに付き添って心療内科へ行き、入院することになりました。B君は施設へ保護され、施設から学校に通うようになりました。

数か月後、Aさんのうつもほぼ回復し退院となりました。B君も

家に戻り、元気に学校に通っています。訪問してみると、家の中もきれいになり、Aさんの表情も明るくなっていました。

この事例では、身体的な虐待はありませんでしたが、B君の意思に反して、学校へ行かせていなかったため、ネグレクトにあたります。周囲の人々の通告がなければ、重大な事態にいたったかもしれません。

虐待かもしれないと思ったら

近くの子どもの様子がおかしいなと思ったら、すぐに通告してください。虐待の事実が確認できなくても、疑いだけでも通告してください。虐待されている子どもの保護者に、了解を得る必要はありません。通告した人の名前を教えることは、法律で厳しく禁止されています。

自分のお子さんに対して、虐待をしたかもしれないと感じている保護者の方も、一人では悩まないでください。ぜひ相談機関に連絡してください。相談内容が漏れることは絶対にありませんので、安心して相談してください。虐待してしまったかもしれないと悩むことは、決して恥ずかしいことではありません。悩んで誰かに相談することで、子どもを守ることができます。

主な相談機関

加古川市

- ・ 加古川市役所 家庭支援課 (079) 427-3073
- ・ 教育相談センター (079) 421-5484
- ・ 少年愛護センター (079) 423-3848

稻美町

- ・ 稲美町役場 こども課 (079) 492-9155

播磨町

- ・ 播磨町役場 福祉グループ (079) 435-2362

兵庫県

- ・ 中央こども家庭センター (078) 923-9966
- ・ 児童虐待防止24時間ホットライン (078) 921-9119
- ・ 加古川警察署生活安全第二課 (079) 427-0110



子育て支援施設

子育てのための様々な情報を提供しています。親子で楽しく遊ぶ集いを催したり、おもちゃや絵本なども置いてあります。親御さんたちが自主的に行っている子育てサークルの育成もしています。近くに遊び場や遊び相手がない時は、一度お問い合わせください。

加古川市

- ・加古川駅南子育てプラザ (079) 454-4189
- ・東加古川子育てプラザ (079) 423-5517
- ・志方児童館 (079) 452-0505

稻美町

- ・子育て支援センター (079) 492-9090
- ・コスモス児童館 (079) 492-6592

※上記施設は令和3年3月で閉館します。

新施設については、こども課 (079) 492-9155へお問い合わせください。

播磨町

- ・北部子育て支援センター (078) 944-0717
- ・南部子育て支援センター (079) 437-4188



育児の不安や悩みの相談窓口

子育てには多かれ少なかれ、悩みはつきものです。決して、一人で悩まないで下さい。

加古川市

・妊娠・出産・子育て相談総合窓口

母子健康手帳の交付から妊娠期や産前産後の不安や悩みについて、保健師等が相談を受けます。

※加古川子育て世代包括支援センター

加古川市役所育児保健課内 (079) 427-9325

相談日時：月～金（祝日・年末年始除く） 8：30～17：15

※東加古川子育て世代包括支援センター「ぽかぽか相談室」

イオン加古川店 2F 東加古川市民総合サービスプラザ内

(079) 441-8733

相談日時：毎日10：00～18：00 * 土日祝日も対応

（相談は17：30までにお越しください）

休業日：毎月第1・第3・第5日曜日／偶数月の第2土曜日／

年末年始／その他臨時休業日

・育児相談 加古川市役所 育児保健課 (079) 427-9216

月～金 8：30～17：15

子育ての悩みや発達について、保健師が相談を受けます。

・家庭児童相談 加古川市役所 家庭支援課 (079) 427-3073

月～金 9：00～17：00

子どものしつけや家庭環境や虐待についてなどの相談を受けます。

・教育相談センター 青少年女性センター (079) 421-5484

月～金 9：00～17：00

幼稚園・保育園（年長）、小中学校に通われている幼児・児童・生徒・保護者が対象です。

学習の遅れや、社会性・生活面・発達の問題、いじめや不登校などの相談に対応します。来所される場合は、予約が必要です。

稻美町

- ・子育て世代包括支援センター（すくすく子育てサポートセンター）
月～金 8：30～17：15 (079) 492-9154
母子健康手帳の発行から妊娠、子育ての不安や悩みについて保健師等が相談を受け、必要に応じて支援プランを作成します。
専用メール：kosodate@town.hyogo-inami.lg.jp
- ・こども課 育児支援係 (079) 492-9155
月～金 8：30～17：15
子どもの健康や発達、しつけなどについて、保健師が相談を受けます。
- ・こども課 児童福祉係 (079) 492-9155
月～金 8：30～17：15
保育園、母子家庭等の相談ができます。
- ・子育て支援センター (079) 492-9090
月～金 8：30～17：15
乳幼児の子育ての不安や悩みの相談ができます。
また、臨床心理士による子育て相談も実施しています。（要予約）
上記施設は令和3年3月で閉館します。
新施設については、こども課 (079) 492-9155へお問い合わせください。
- ・教育課 (079) 492-9149
月～金 8：30～17：15
幼稚園、小・中学校での、学習面や発達、いじめ、不登校などの教育相談ができます。また、各学校園にも相談窓口を設けています。
- ・主任児童委員、児童委員（事務局 役場地域福祉課）
随 時 (079) 492-9136
地域での子育ての相談ができます。

播磨町

- こども窓口 (079) 435-0366
月～金 9:00～17:00
母子健康手帳の発行から妊娠、子育てについての相談に応じます。
必要に応じて支援プランも作成します。

- 母子保健相談 播磨町役場 すこやか環境グループ (079) 435-2611
月～金 9:00～17:00
こどもの健康や発達について、保健師が相談に応じています。

- 子育て相談 子育て支援センター 北部 (078) 944-0717
南部 (079) 437-4188
月～土 10:00～16:00
子育ての悩みや発達などの相談に応じています。

- 臨床心理士による子育て相談（要予約）
北部子育て支援センター 第1木曜日
南部子育て支援センター 第4木曜日
子育て支援センターで、月1回行っています。

- 児童相談 播磨町役場 福祉グループ (079) 435-2362
月～金 8:30～17:15
児童虐待等の相談を受けています。

- 子どもの悩み相談室 ふれあいルーム (079) 437-4141
月～金 9:00～16:00
不登校やいじめなどの相談に応じます。

- 主任児童委員による子育て相談
来所相談のみです。
福祉しあわせセンター2階 (079) 435-1712
奇数月第4月曜日 13:30～16:00

兵庫県

- ・児童相談 中央こども家庭センター (078) 923-9966
月～金 9:00～17:00 (祝日を除きます。)
専門的な知識と技術を必要とする18歳未満の子どものさまざまな問題について、相談に応じています。
来所される場合は、予約が必要です。
- ・児童虐待防止24時間ホットライン (078) 921-9119
虐待の相談や、通告を受けます。
- ・ひょうごっこ悩み相談センター (ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談24時間ホットライン)
月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)
(0120) 783-111
(通話料無料) (固定電話)
365日 24時間 (0120) 0-78310
(通話料無料) (固定電話) (携帯電話)
いじめ、不登校、友人関係や進路などで悩んでいる児童生徒や保護者などの相談に応じます。面接相談は、予約が必要です。
- ・ひょうごっ子悩み相談センターには分室もあり、面談にも応じています。 (079) 421-0115
月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)
面談には予約が必要です。
- ・教育相談窓口 播磨東教育事務所 (079) 421-0115
第3火曜日 13:00～15:30

MEMO

子育てに悩んだら

| | |
|------------|---------|
| 平成21年 3月 | 第 1 刷発行 |
| 平成25年 3月 | 改訂版発行 |
| 平成25年 7月 | 第 5 刷発行 |
| 平成27年 4月 | 改訂版発行 |
| 平成28年 4月 | 改訂版発行 |
| 平成29年 4月 | 改訂版発行 |
| 平成30年 4月 | 改訂版発行 |
| 令和元年 9月 | 改訂版発行 |
| 令和 3 年 3 月 | 改訂版発行 |



一般社団法人 加古川医師会

〒675-0065 兵庫県加古川市加古川町篠原町103-3
ウェルネージかこがわ5階
TEL. 079 (421) 4301(代)